

営業参加に関する基本事項・留意事項

営業参加に関する基本事項

【営業参加の定義】

「営業参加」とは、企業等が鳥取マラソン 2024 会場内で営業店舗または敷地を鳥取マラソン実行委員会(以下「実行委員会」)から賃借して営業活動を行うもので、その店舗の賃借料および内装費はすべて参加する企業等が負担する形態をいう。

1. 大会の主旨

2008年に始まった鳥取マラソン。ポストコロナ 2024年大会は、5年ぶりのリアル開催するにあたり、全国から集まるランナーをおもてなしするとともに広く鳥取県の魅力を PR するため、大会当日、ヤマタスポーツパーク陸上競技場(ゴール地点)に設ける出店ゾーンで鳥取県の特産品や飲食物を紹介・販売する出店者(営業参加者)を募集します。

2. 基本方針

営業参加者は、大会の主旨を理解したうえ、下記の方針を遵守していただきます。

- (1)実行委員会が掲げるコンセプトに従って営業活動を展開するとともに、それにふさわしいサービスの徹底を図ること。
- (2)飲食品の販売にあたっては、清潔かつ衛生的に飲食品を提供するために必要な設備等を設置するとともに、食中毒の発生防止について、所轄保健所の指導のもと、万全の対策を講ずること。
- (3) 良質で安全な品を、市価を上回らない価格で供給すること。

3. 営業日時

令和6年3月17日(日)11:00~16:00頃

- ※実行委員会が会場運営上必要であると認めた場合、営業時間を変更することがあります。
- ※営業権を譲渡、転貸することはできません。

4. 販売品目・販売価格および販売方法

営業参加者が、販売品目・価格および方法を実行委員会に提示後、実行委員会と協議し、承認を得る 必要があります。(変更時も同様)

※飲料(缶・ペットボトル)の取り扱いは「大塚製薬」の製品のみとさせていただきます。

5. 第三者からの苦情処理等

営業参加者は、営業に起因または関連して生じた第三者からの苦情、損害賠償請求等について、営業参加者の責任と負担において誠意を持って解決に努めなければなりません。

6. 営業参加者の青務等

- (1) 営業参加者は、営業場所を常に清潔かつ衛生的に維持し、営業内容について来場者に満足を与えることができるよう努めなければなりません。
- (2) 営業参加者は、予想した営業収益を上げ得なかったこと、見込み来場者数を下回ったことを理由 に、その損害の補てんまたは補償を実行委員会に請求することはできません。自らにおいて営業 参加の判断を下してください。
- (3) 営業参加者は、提供する製品の製造物責任(PL法)に対応しなければなりません。

- 7. 主な禁止事項 営業参加者は、次の行為をすることはできません。
 - (1) 実行委員会が指定した場所以外での営業。
 - (2) 営業施設を営業参加契約で定めた営業用途以外の目的で使用すること。
 - (3) 営業施設または敷地の全部もしくは一部を第三者に使用させ転貸・譲渡すること。

8. 契約の締結

契約は、営業参加料を全額納付・必要書類を全て提出した時点で成立するものとします。 納付され た営業参加料については、大会の開催中止以外の理由による返還は行いません。

9. 営業参加承諾の取り消し

- (1) 実行委員会は、営業参加者が募集要項2に定める出店条件に違反したとき、または実行委員会の 指示に従わないときは、営業参加の承諾を取り消し、会場内での営業停止を命じることがありま す。
- (2) 実行委員会は(1)により契約を解除した場合、既納の営業参加料を返還しません。
- (3)(1)により契約を解除された営業参加者は、出店予定だった営業施設の場所について、実行委員会が指名する第三者が使用することを認めなければなりません。
- (4)(1)の取り消しまたは停止によって生じた営業参加者の損害については、実行委員会は一切の 責任を負いません。

営業参加に関する留意事項

1. 営業参加者の管理責任

- (1) 営業参加者は、営業施設の管理および衛生管理、事故、火災、盗難等の防止および従業員の指揮 監督などについての管理責任を負っていただきます。
- (2) 実行委員会は、営業参加者の従業員あるいは当該営業者への納入業者が、規定に違反および実行 委員会の指示に従わないとき、または会場内の秩序を維持するに適当でないと認めたときは、営 業参加者に指示して場外退去または営業に従事することを禁ずる場合があります。
- (3) 営業時間中に営業施設内で発生した災害については、明らかに実行委員会の責めに帰するもの以外は、実行委員会は一切その責任を負いません。

2. 営業参加者の遵守事項

営業参加者は次の事項を遵守していただきます。

- (1) 実行委員会が定める「営業参加に関する基本事項」の規則等を遵守すること。
- (2)専用スペース外での営業行為や宣伝行為を行わないこと。
- (3) 拡声器や音響装置、その他これに類するものを使用する場合は、あらかじめ実行委員会に申し出 て承認を受け、専用スペースの外部に音が漏れないよう留意し、音量 については実行委員会の 指示に従うこと。
- (4) 営業施設内および占有する敷地内のゴミは、基本的に持ち帰ること。
- (5) 残飯や汚物等は、営業者が責任をもって処理し、排水溝等に流さないこと。
- (6) 事故、火災、盗難等の防止について、各自最善の注意を払うこと。
- (7) ダンボール、商品等の物品を、占有スペース以外の場所に置かないこと。